

令和6年第1回鬼北町議会定例会

令和6年3月25日（月曜日）

○議事日程

令和6年3月25日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第24号 令和6年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第4 議案第25号 令和6年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第5 議案第26号 令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第6 議案第27号 令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第7 議案第28号 令和6年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第29号 令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第30号 令和6年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第31号 令和6年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第11 議案第32号 令和6年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第33号 令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第13 発議第1号 鬼北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第14 議員の派遣について
- 日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第16 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 24 号 令和 6 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 4 議案第 25 号 令和 6 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 26 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 27 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 28 号 令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 29 号 令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 30 号 令和 6 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 10 議案第 31 号 令和 6 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 11 議案第 32 号 令和 6 年度鬼北町下水道事業会計予算について
- 日程第 12 議案第 33 号 令和 5 年度鬼北町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 13 発議第 1 号 鬼北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 14 議員の派遣について
- 日程第 15 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 16 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 17 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 18 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 山 本 博 士	6 番 赤 松 俊 二
7 番 松 下 純 次	8 番 芝 照 雄
9 番 福 原 良 夫	10 番 松 浦 司
11 番 末 廣 啓	12 番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企画振興課長 小 川 秀 樹	総務財政課長 水 野 博 光
危機管理課長 芝 達 雄	町民生活課長 善 家 直 邦
保健介護課長 那 須 周 造	環境保全課長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森林対策室長 東 英 範
建設 課 長 上 田 司	水道 課 長 上 田 司
日吉支所長 山 本 雄 大	会計 管 理 者 古 谷 忠 志
教 育 長 行 定 洋 嗣	教 育 課 長 谷 口 浩 司
農業委員会会長 谷 口 雄 記	農業委員会事務局長 奥 藤 幸 利
選挙管理委員会委員長 谷 口 清 美	代表 監 査 委 員 田 中 清 志

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、4番、中山定則議員、5番、山本博士議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時01分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第24号、令和6年度鬼北町一般会計予算についてを議題とします。

本案に関し、赤松俊二予算常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算常任委員会委員長（赤松俊二君）

それでは、予算常任委員会の報告をいたします。

令和6年3月8日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました、議案第24号、令和6年度鬼北町一般会計予算について、3月12日、13日及び14日に委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、教育長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長の出席を求めて、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

歳出予算の2款、1項、6目、企画費、電子通貨決済システムの委託料に関して、電子マネーキホカの活用についてただしたところ、運転免許返納者と不保持者の高齢者の方が交通系の事業者のみで利用しているキホカを商店街で活用できるようにすることについて、現在、商工会と打合せをしており、令和6年度にできるだけ早く商用を図りたい。

また、令和6年度からは、運転免許証を自主返納される高齢者の方への支援として、給油補助券、またはキホカへの電子通貨のチャージのどちらかを選ぶ形で制度改正を予定しているとの答弁でした。

2款、1項、14目、14節、携帯電話等エリア整備工事請負費に関連して、携帯電話の不通話地域の解消計画についてただしたところ、令和6年度は、観光施設があるエリアを対象に携帯電話基地局施設を設置する事業を小松地区と父野川上地区の2か所で実施する。

山あいの不通話地域の改善など携帯エリアを拡大することは、キャリアと何度も協議しましたが、対応が無理な状況があることから、ほかの方法で今後検討し対応したいとの答弁でした。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、18節、子ども食堂運営事業費補助金についてただしたところ、予算化の理由について、いろいろな方からの意見や個人の方から相談もあり、町として応援することができれば、集会所や公民館の場所を活用し、子ども食堂ができると考えた。

子ども食堂ができれば、様々な子どもたち、それを見守る親たち、また地域の方々から安らかな気持ちになって、まちづくりに貢献していただくと願って予算を計上したとの答弁でした。

4款、1項、3目、予備費、18節、带状疱疹予防接種補助金についてただしたところ、現在のところ、町内の病院等で予防接種を受けることができ、回覧、放送及びホームページで町民にお知らせをしている。

令和6年度の予防接種予定者は、鬼北町民50歳以上の方、約6,100人の5%の方が接種するものと見込んでいる。

なお、令和5年度に限っては、令和5年4月1日まで遡って補助金を給付する措置を取っているとの答弁でした。

4款、1項、6目、生活環境費、12節、重点対策加速化事業委託料についてただしたところ、令和5年度から6年間の事業で、主に本庁舎も含む公共施設に対する太陽光発電設備や蓄電池の設置を計画しており、泉、三島、好藤の3つの公民館から実施をしている。

公民館における蓄電池の容量は30キロワットアワーで、容量の80%の24キロワットアワーまでが1日に使える量となる。

公民館で蓄電池をどのように運用していくかについては、設置後、運用マニュアルを作成し管理していくとの答弁でした。

5款、1項、3目、農業振興費、14節、ジビエ施設整備工事請負費及び17節、機械器具費についてただしたところ、工事請負費については、鳥獣捕獲者の利便性を図るため、町内西側の沢松地区に24時間ネットワークカメラを設置した有害鳥獣の一時保管施設を整備する。

また、減容化施設及びペットフード処理加工施設周辺の舗装工事並びにEVトラック用電源工事を実施する。

機械器具費については、補助事業を活用し、ジビエ運搬用のEV2トントラックを減容化施設に整備するとの答弁でした。

6款、1項、3目、観光費、1節、観光まちづくり推進顧問報酬についてただしたところ、推進顧問については、令和5年4月から就任され、令和6年1月までに10回程度、当町に来ていただき、観光に係る指導・助言をいただいた。

また、町内観光商品の造成、観光に特化したホームページ作成等の観光まちづくり推進業務において、推進顧問に指導・調整していただいている。

令和6年においても、観光まちづくり法人の設立支援を含め、引き続き支援をいただきたいとの答弁でした。

6款、1項、6目、成川溪谷休養センター費、14節、工事請負費及び成川全体の進捗状況についてただしたところ、令和6年度の工事請負費は、成川溪谷休養センター宿泊棟の屋根修繕及びバルコニー改修並びにロッジに上がる町道側の法面の石積み工事を予定している。

今後、指定管理者が、ロッジ改修、ロッジ設備工事及び外構工事をを行い、令和6年

10月頃には、リニューアルオープンをしていきたいとの答弁でした。

7款、3項、2目、砂防費、14節、がけ崩れ防災対策工事の採択基準の要件緩和についてただしたところ、がけ崩れ防災対策事業の要望箇所は、傾斜や高さなどの基準が足りないなど、補助事業の採択ができないものが多くなっている。

実際に被害があるけど施工ができないなど、そのような現地については、救済手段や補助の割合等を検討する時期に来ており、町のほうでも再度協議し、県と引き続き交渉していくとの答弁でした。

以上、主な質疑の経過を報告します。

その他、必要に応じ、質疑を行い、採決の結果、議案第24号、令和6年度鬼北町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算常任委員会の報告を終わります。

予算常任委員会委員長、赤松俊二。

○議長（程内 覺君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

日程第3、議案第24号、令和6年度鬼北町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第24号、令和6年度鬼北町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、議案第24号、令和6年度鬼北町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計予算についてから、日程第11、議案第32号、令和6年度鬼北町下水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

これから審査結果について、赤松俊二予算常任委員会委員長から報告を求めます。

○予算常任委員会委員長（赤松俊二君）

それでは、引き続き予算常任委員会の報告をいたします。

令和6年3月8日の本会議において、予算常任委員会に付託を受けました、議案第25号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計予算から、議案第32号、令和6年度鬼北町下水道事業会計予算まで、以上8件について、3月12日、13日及び14日に委員会を招集し、委員出席の下、町長、副町長、会計管理者、総務財政課長及び担当課長等の出席を求めて、会計ごとに、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算に関連して、三島診療所の医師の確保についてただしたところ、毎年、定年した医師が登録する医師会のプラチナドクターバンクで1名募集をかけている。

また、県等に医師の確保をお願いするが来てもらえない状況で、本当に難しい問題であり、力のなさを感じているとの答弁でした。

鬼北町介護保険特別会計、歳出予算3款、2項、2目、任意事業費、18節、高齢者見守り支援事業費補助金についてただしたところ、令和6年度から鬼北町認知症高齢者等見守り支援事業を新設し、徘徊高齢者の捜索に特化したGPS機器の購入に係る初期費用に対する5名分の補助を予算計上した。

なお、要望が多い場合は、補正予算で対応し、皆さんの不安を少しでも解消していきたいとの答弁でした。

その他、必要に応じ、質疑を行い、採決の結果、議案第25号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計予算から、議案第32号、令和6年度鬼北町下水道事業会計予算まで、以上8件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、予算常任委員会の報告を終わります。

予算常任委員会委員長、赤松俊二君。

○議長（程内 覺君）

報告が終わりました。

これから委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

日程第4、議案第25号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第25号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第26号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第27号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第28号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第29号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第30号、令和6年度鬼北町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第30号、令和6年度鬼北町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第31号、令和6年度鬼北町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第31号、令和6年度鬼北町病院事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第32号、令和6年度鬼北町下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第32号、令和6年度鬼北町下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第33号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第33号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明をいたします。

橋りょう新設改良費において、令和5年度国庫補助金の確定に伴い、工事請負費及び財源の調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、工事請負費を減額し、歳入につきましては、国庫支出金、町債等の調整を行うものであります。地方債につきましては、限度額の変更を行うものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1,530万円を減額し、予算の総額を101億6,920万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第33号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

今回の補正は、国庫補助金の確定に伴う事業費及び財源の調整となっております。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書7ページをお開きください。なお、補足資料A4、1枚物も配付しておりますので、併せてご覧ください。

7款、2項、4目、橋りょう新設改良費、14節、橋りょう新設工事請負費1,530万円の減額につきましては、弓滝橋歩道橋新設工事において、令和5年度分の国庫補助金の確定により令和5年度の事業費を減額するものであります。

次に、歳入予算について説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

14款、2項、6目、土木費国庫補助金、4節、橋りょう維持費国庫補助金3,022万円の減額は、決算見込みにより所要の補正をしております。

次に、18款、2項、1目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金とりくずし312万円につきましては、決算見込みにより所要の補正をしております。

21款、1項、6目、土木債、4節、橋りょう新設改良事業債1,180万円につきましては、弓滝橋及び神社前橋新設工事において、国費の減額に伴い、町債を増額するものであります。

次に、第2表、地方債の補正について説明いたしますので、3ページをお開きください。

5番の過疎対策事業のうち、道路・橋りょうについて、限度額を補正後の額に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（芝 照雄君）

今回1,530万の減額ということなんですけど、この減額で橋りょうの工事は全て完了をするのかどうかをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、減額補正となっております。ただいま発注しております上部工、その2につきましては、現況の工事を一旦打ち切りとさせていただきます。現況のままとしておきます。

今後の予定につきましては、4月早々にその3を着工いたしまして、5月末までに今現在、橋の上に置いております、桁を設置する予定でございます。橋自体、歩道橋自体の完成につきましては、9月ないしは10月の予定を見込んでおります。

以上でございます。

○8番（芝 照雄君）

内容的には大体分かったんですけど、工事現場の近隣の方々からいろいろ苦情等をいただいております。この工事発注してから多分2年近いが、過ぎたぐらいかかったんじゃないかと推測いたしますが、何でこれほどの期間がかかったかどうかという理由等があれば教えていただきたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

まずもってですね、議員おっしゃられるとおり、近隣住民の皆様には多大な御迷惑をおかけしておりますこと、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。

5月まで延びた通行止めといたしましては、回覧等で、早いところではもう回覧が回っていると思います。町内全域に回覧文書を回しております。また、適宜、町内放送で放送をさせていただくよう計画しております。また当然、工事用の看板も早急に入れ替えるように指示を出しております。

一番の問題であります、工事が長引く要因といたしましては、まず1番目に、委託の時点で経済効果を比較いたしまして、通常当町の橋りょうには、PC桁を使用するわけですが、今回角型交換の桁を設置することで、安く早めにできると計画をしておりましたが、この角型交換につきましては、なかなか取り扱っております業者等々がございません。また、鉄の高騰によりまして、補正をしなければならぬ状態となっております。それがまず一つの原因といたしまして、また、前回の議会でも答弁させていただいたと思うわけですが、神社内の支障木等がございまして、これも神社内の御神木でございますので、勝手に伐採することができません。その辺をですね、神社の責任者の方と相談するのに不測の日数を要したということが挙げられます。

また、この減額にありますように、補助事業であります補助金のつく、つかないによりまして、事業費の進捗が伸びないのも原因となっております。

いずれにいたしましても、早めの完成を目指しておりますので、先ほどの予定でやってまいりたいと思いますが、住民の方には御協力をいただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○8番（芝 照雄君）

それでは、3回目なんで、最後なんですけど、先ほどの説明で完成が9月をめどに考えておるといふ答弁やったんですけど、この工事、考えますに、歩道橋なんで、現況の橋の横への設置の工事と理解をしております。今の現況の橋の通行止めをしている理由、なぜ通行止めにしないと橋の工事ができないのか。

私が考えるに、全然別個の橋りょう工事なんで、現況の橋を通行止めにしなくても施工はできるんじゃないのかと考えておりますが、まだ今から半年近く通行止めにするというのは、なかなか住民の方も理解が苦しいんじゃないのかと思いますので、その辺できるだけ早く、現況の橋の通行ができるような方法を取っていただくことはで

きないでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、橋、歩道橋が完成して通行できる見込みになりますのが、9月ないし10月で、今の弓滝橋が通行可能となりますのは、5月末を予定しております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第1号、鬼北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、福原良夫議員から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（福原良夫君）

議席番号9番、議会運営委員会委員長、福原良夫です。

発議第1号、鬼北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを説

明いたします。

本議案は、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに鬼北町議会会議規則第14条の第3項の規定により提出します。

提案者は、議会運営委員会であります。

提案理由を説明いたします。

鬼北町議会議員が鬼北町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正並びに事務の執行の適正を図るため、本条例を別紙のとおり制定するものである。

続いて、条例の内容についてを説明いたします。

まず、第1条は、この条例の目的を定めています。

内容は、先ほど述べました提案理由のとおりに定めています。

第2条第1項は、前年度中に町と請負した議員は、議長に対し請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。

第2条第2項は、議員は、前項の規定による報告の訂正する必要があるときは、訂正内容の届出が必要であることを規定しています。

第3条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を策定するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。

第4条は、報告及び訂正の保存、並びに閲覧等について定めるものです。

第4条第1項は、保存期間を。第2項は、何人とも議長に対し報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定しています。

第5条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものです。

附則については、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから発議第1号、鬼北町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員の派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱を議長に一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣の内容に変更を要するときは、その扱いについてを議長に一任することに決定しました。

日程第15、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第15、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しました写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されています。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和6年第1回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、26案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決いただき、誠にありがとうございました。

間もなく令和6年度がスタートいたします。今回の定例会において議決をいただきました予算につきまして、今後一つひとつの事業を具現化していくこととなります。

新年度予算内容でお分かりのとおり、防災、保健福祉、教育、産業構造、土木工法の変化、プライバシーの保護の重視、SDGsなど、四半世紀前にはなかった、あるいは確立されてなかった国・県の政策の変化、あるいは地方創生政策が数多くあり、それをしっかりと受け止めようと役場スタッフも鋭意努力しておりますが、急激な変化に全てが完璧でないケースもあるかもしれません。そのような中で、スタッフはベストを尽くすべく頑張ってくれております。

これから先におきましても、町民の皆様が一番近いお立場の議員各位には、その都度よりよい、そして、より効果的なアドバイスを、私ども、またスタッフにいただきましたら幸いです。

来年度も国・県の政策を踏まえながら、かつ鬼北町独自の課題、地域課題を1つでも多く解決していく所存でございます。

今後とも、引き続き御支援と御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

これをもちまして、令和6年第1回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

（午前 9時45分 閉会）

地方自治法第123条第2項、の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 4 番）

鬼北町議会議員（ 5 番）